

磐田市農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和3年2月16日(火) 午後6時00分から
- 2 開催場所 磐田市役所西庁舎3階302・303会議室
- 3 出席委員
1番 白澤 禎一 2番 松野 恒男 3番 鈴木 浩孝
4番 赤塚 高石 5番 岸間 千乃 6番 安田 博俊
7番 伊藤 眞人 8番 大箸千賀子 9番 榑原 茂
10番 鈴木 敏一 11番 河島 直明 12番 田中 昌孝
13番 平井 俊治 14番 新村 隆 15番 稲垣 明久
16番 鈴木 康司 17番 粟倉 高利 18番 石野 計美
19番 竹森 公彦
- 4 欠席委員
- 5 議事日程
 - 第1 議事録署名人の氏名
 - 第2 会議書記の指名
 - 第3 議案第52号 農地法第3条の規定による許可について
議案第53号 農地法第4条の規定による許可について
議案第54号 農地法第5条の規定による許可について
報告第47号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
報告第48号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について
報告第49号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について
報告第50号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 6 事務局出席者 川島課長 新井主幹 水野主査

7 議 事

会 長)

それでは、ただいまから2月定例会を開会いたします。在任委員19名中19名全員が出席していますので、本会は成立しております。議事日程第1の議事録署名委員の指名ですが、私から指名させていただいてご異議ありませんか。

(異議なし)

それでは、17番 粟倉 高利委員、18番 石野 計美委員を指名します。議事日程第2の会議書記の指名を行います。本日の会議書記には、農業委員会事務局職員の水野さんを指名いたします。

議 長)

議事に入る前に、今月の議案書につきまして、訂正事項があるということですので、事務局から説明を求めます。

事 務 局)

議案書2ページ、議案第53号、「農地法第4条の規定による許可について」整理番号1番、申請地欄地番の下に「(■m²の一部)」の追加をお願いします。

議案書3ページ、議案第54号、「農地法第5条の規定による許可について」整理番号1番、譲渡人欄の「■」を「■」に修正をお願いします。

訂正は以上でございます。申し訳ございません。

議 長)

それでは、議事に入ります。議案第52号「農地法第3条の規定による許可について」を議案として上程します。事務局より説明を求めます。

事 務 局)

議案書1ページをご覧ください。

議案第52号「農地法第3条の規定による許可について」、農地の所有権を移転し、またはその他の権利を設定・移転しようとする農地法第3条の規定により、次のとおり申請があったので審議を求めます。

令和3年2月16日提出 磐田市農業委員会会長 大箸 千賀子

整理番号1番、豊田地区、申請地「東京■」、地目畑、面積■m²です。売買による所有権移転の案件です。

譲渡人は、東京都港区■、■、
譲受人は、大阪府大阪市北区■、■です。

譲受人は、主に■を行う一般法人です。当地を取得し、作物の成長力を高める農薬の研究及び新品種開発を行いたく、申請するものです。売買価格は、10a当たり■円、総額■円です。取得後は、試験圃場では、緑肥、ブロッコリーやレタス、デントコーン、コムギ等を試験栽培し、当面は譲受人の専任社員1名と、譲渡人の100パーセント子会社で施設に同居する■の従業員3~6名が圃場管理を含む農作業にあたる計画となっています。

担当農業委員さんからも、特に問題なしとの報告をいただいております。

審査したところ、農地法第3条第2項第1項の例外規定にあたる、「権利を取得しようとするものが法

地の中で比較、検討したところ、営農上の支障が一番少ない土地であることから代替性もなく、許可相当と判断いたします。

次に整理番号2番、福田地区、申請地は「清庵新田 []」、地目田、面積 [] m²です。申請人は、清庵新田 []、[]、転用目的は、自己用住宅 [] 棟 [] m²、物置 [] 棟 [] m²で、宅地 [] m²及び農地法第5条 整理番号5番の申請地 [] m²併用です。

申請人は、申請地の併用地に家族で居住していますが、[]改良事業の収用により、物置を設置していた住宅敷地が買収となったため、既存物置を設置する場所として転用したく、申請するものです。

また、既存住宅の一部が農地にはみ出していたことから、併せて是正の申請をするものです。

物置等の規模、配置計画は、適当、資金計画も妥当と思えること。雨水は、地下浸透とすることから、周辺農地への影響は、軽微と思えること。

担当農業委員さんからも、特に問題なしとの報告をいただいております。

立地基準は、街区に占める宅地等の面積の割合が40%を越えることから、第3種農地に該当し、許可相当と判断いたします。

以上で事務局の説明を終わります。

議 長)

地元の委員から、事務局の説明に、何か補足説明はありませんでしょうか。補足のある方は、挙手をお願いします。

(補足説明なし)

それでは、質疑に入ります。発言のある方は、挙手をお願いします。

[]番 []委員)

整理番号2番の[]事業の完成予定はわかりますか。

事務局)

事業の全体の完成予定は現在、把握していませんので、確認しておきます。

申請地前については、現在工事中のため年度内に完成すると思われれます。

議 長)

他に質疑等もないようですので、採決を取ります。議案第53号「農地法第4条の規定による許可について」の案件につきまして、許可することに賛成の方は、挙手願います。

(挙手多数)

賛成多数ですので、許可することに決定いたします。

次に、議案第54号「農地法第5条の規定による許可について」を議案として上程します。事務局から説明を求めます。

事務局)

議案書3ページをご覧ください。

議案第54号「農地法第5条の規定による許可について」、農地を農地以外のものにするため、その農地につき所有権を移転し又はその他の権利を設定しようとする農地法第5条の規定により、次のとおり

申請があったので審議を求める。

令和3年2月16日提出 磐田市農業委員会会長 大箸 千賀子

整理番号1番、北部地区、申請地は「大久保 []」、地目畑、面積 [] m²です。売買による所有権移転の案件です。

譲渡人は、西之島 []、[]、譲受人は、大久保 []、[]、転用目的は、住宅進入路、砕石敷きで、既存住宅 []棟の建つ、宅地 [] m²併用です。

申請人は申請地北西に家族で居住していますが、住宅への進入路が狭く、鋭角になっているため隅切りを設けたく、所有者に相談したところ、当地を譲ってもらえることになり、申請するものです。

進入路の配置計画は、適当、資金計画も妥当と思えること。農地境にはコンクリートブロックを新設、雨水は、地下浸透とすることから、周辺農地への影響は、軽微と思えること。

担当農業委員さんからも、特に問題なしとの報告をいただいております。

立地基準は、第1種農地の不許可の例外に当たる、集落のにじみ出しに該当し、周辺の同等規模の土地の中で比較、検討したところ、営農上の支障が一番少ない土地であることから代替性もなく、許可相当と判断いたします。

次に、整理番号2番、北部地区、申請地は「匂坂上 []」、地目畑、面積 [] m²です。売買による所有権移転の案件です。

譲渡人は、匂坂上 []、[]、譲受人は、匂坂上 []、[]、[]、転用目的は、[]台分の []車置場、普通車 []台分の従業員用駐車場で、砕石敷です。

申請人は申請地北側隣接地で []を営む法人です。近年、 []を請け負い、 []依頼が頻りに増加することに伴い、 []車両置き場が不足していることから、新たに車両置き場を整備したく、所有者に相談したところ、当地を譲ってもらえることになり、申請するものです。

車両置き場の規模、配置計画は、適当、資金計画も妥当と思えること。農地側には土留壁を新設し、雨水は場内側溝及び浸透枡を設置し地下浸透とすることから、周辺農地への影響は軽微と思えること。

担当農業委員さんからも、特に問題なしとの報告をいただいております。

立地基準は、第1種農地の不許可の例外に当たる、集落のにじみ出しに該当し、周辺の同等規模の土地の中で比較、検討したところ、営農上の支障が一番少ない土地であることから代替性もなく、許可相当と判断いたします。

次に、整理番号3番、西南地区、申請地は「小島 []」、地目畑、面積 [] m²です。使用貸借による権利設定の案件です。

使用貸人は、小島 []、[]、使用借人は、見付 []、[]、[]、転用目的は、分家住宅 []棟 [] m²です。

申請人は市内の賃貸住宅に家族で居住していますが、将来のことを考え、自己用住宅を持ちたく、 []に相談したところ、当地を貸してもらえることになり、申請するものです。

住宅の規模、配置計画は、適当、資金計画も妥当と思えること。農地側はコンクリートブロックを設置、生活排水は合併浄化を介し、雨水とともに北側市道を横断し、道路側溝へ流すことから、周辺農地への影響は軽微と思えること。

担当農業委員さんからも、特に問題なしとの報告をいただいております。

立地基準は、第1種農地の不許可の例外に当たる、集落のにじみ出しに該当し、 []所有の土地の中で

比較、検討したところ、営農上の支障が一番少ない土地であることから代替性もなく、許可相当と判断いたします。

次に、整理番号4番、西南地区、申請地は「前野 []」、地目畑、面積 [] m²です。使用貸借による権利設定の案件です。

使用貸人は、前野 []、[]、使用借人は、前野 []、[]、転用目的は、分家住宅 [] 棟 [] m²、併用地内のカーポート [] 棟 [] m²で、宅地 [] m²、雑種地 [] m²併用です。

申請人は申請地東側隣接地に両親、家族で居住していますが、家財道具も増え、手狭となったため、自己用住宅を持ちたく、[]に相談したところ、当地を貸してもらえることになり、申請するものです。

住宅の規模、配置計画は、適当、資金計画も妥当と思えこと。農地側はコンクリートブロック及びフェンスを設置、生活排水は合併浄化を介し、雨水とともに東側道路側溝へ流すことから、周辺農地への影響は軽微と思えること。

担当農業委員さんからも、特に問題なしとの報告をいただいております。

立地基準は、街区に占める宅地等の面積の割合が40%を超えることから、第3種農地に該当し、許可相当と判断いたします。

議案書4ページをご覧ください。

整理番号5番、福田地区、申請地は「清庵新田 []」、地目田、面積 [] m²です。農地法第4条整理番号1番の申請地の []側隣接地です。売買による所有権移転の案件です。

譲渡人は、清庵新田 []、[]、譲受人は、清庵新田 []、[]、転用目的は、普通車 []台分の自己用駐車場で、既存住宅 []棟、普通車 []台分の自己用住宅がある宅地 [] m²を併用です。

申請人は、申請地の併用地に家族で居住していますが、[]改良事業の収用により、駐車場敷地が買収となり駐車スペースが不足するため、駐車場敷地として転用したく、所有者に相談したところ、当地を譲ってもらえることになり、申請するものです。

駐車場の規模、配置計画は、適当、資金計画も妥当と思えること、農地境には新設見切壁を設置、雨水は地下浸透とすることから、周辺農地への影響は軽微と思えること。

担当農業委員さんからも、特に問題なしとの報告をいただいております。

立地基準は、街区に占める宅地等の面積の割合が40%を超えることから、第3種農地に該当し、許可相当と判断いたします。

次に、整理番号6番、竜洋地区、申請地は「掛塚 []」、地目畑、面積 [] m²です。使用貸借による権利設定の案件です。

使用貸人は、鮫島 []、[]、使用借人は、[]、[]、転用目的は、分家住宅 [] 棟 [] m²です。

申請人は市内の賃貸住宅に家族で居住していますが、子供の成長に伴い、住居が手狭となったため、自己用住宅を持ちたく、[]に相談したところ、当地を貸してもらえることになり、申請するものです。

住宅の規模、配置計画は、適当、資金計画も妥当と思えこと。農地側は見切りコンクリートブロックを設置、生活排水は東側道路埋設の下水道に接続、雨水は東側道路側溝へ流すことから、周辺農地への影響は軽微と思えること。

担当農業委員さんからも、特に問題なしとの報告をいただいております。

立地基準は、街区に占める宅地等の面積の割合が40%を超えることから、第3種農地に該当し、許可

相当と判断いたします。

次に、整理番号7番、竜洋地区、申請地は「川袋 [REDACTED]」、地目田、面積 [REDACTED] m²です。売買による所有権移転の案件です。

譲渡人は、川袋 [REDACTED]、[REDACTED]、譲受人は、静岡市駿河区 [REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、転用目的は、[REDACTED] W太陽光パネル [REDACTED] 枚、発電能力 [REDACTED] KW、設置面積 [REDACTED] m²の発電施設で、防草シート及び砕石敷きです。

申請人は静岡市駿河区に本店住所を置き、不動産業のかたわら太陽光発電事業を営む法人です。事業規模の拡大を図るため、当地を譲り受け、太陽光発電施設として転用したく、申請するものです。

発電施設の規模、配置計画は、適当、資金計画も妥当と思えること。農地との境には柵板を設置し、周辺はフェンスで囲い、雨水は、地下浸透とすることから、周辺農地への影響は、軽微と思えること。

担当農業委員さんからも、特に問題なしとの報告をいただいております。

立地基準は、申請地から概ね500m以内に2以上の教育施設があり、前面道路に2以上のライフラインがあることから、第3種農地に該当し、許可相当と判断いたします。

次に、整理番号8番、竜洋地区、申請地は「川袋 [REDACTED]」、地目畑、面積 [REDACTED] m²です。売買による所有権移転の案件です。

譲渡人は、川袋 [REDACTED]、[REDACTED]、譲受人は、南島 [REDACTED]、[REDACTED]、転用目的は、[REDACTED] 及び [REDACTED] の貸資材置場です。

申請人は、市内に本店住所を置き、[REDACTED] を営む法人の代表者です。昨年まで [REDACTED] で資材置場として借りていた土地を、貸主の事情により返却したため、新たに資材置場が必要となり、土地所有者に相談したところ、当地を譲ってもらえることになり、申請するものです。

資材置場の規模、配置計画は、適当、資金計画も妥当と思えること。農地側は新設見切りブロックを設置し、雨水は、地下浸透とすることから、周辺農地への影響は、軽微と思えること。

担当農業委員さんからも、特に問題なしとの報告をいただいております。

立地基準は、申請地から概ね500m以内に2以上の教育施設があり、前面道路に2以上のライフラインがあることから、第3種農地に該当し、許可相当と判断いたします。

次に、整理番号9番、竜洋地区、申請地「高木 [REDACTED]」、地目畑、面積 [REDACTED] m²です。賃借権の設定案件です。

賃貸人は、高木 [REDACTED]、[REDACTED]、賃借人は、大泉町 [REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、転用目的は、[REDACTED] W太陽光パネル [REDACTED] 枚、発電能力 [REDACTED] KW、設置面積 [REDACTED] m²の発電施設です。

申請者は、耕作管理が難しい農地の有効活用と、事業規模拡大のため、当地を借り受け、太陽光発電施設として転用したく、申請するものです。

発電施設の規模、配置計画は、適当、資金計画も妥当と思えること。周囲を土堰堤で囲い、雨水は、地下浸透とすること、事業者が月1回、草刈り、管理を実施する計画となっていることから、周辺農地への影響は、軽微と思えること。

担当農業委員さんからも、特に問題なしとの報告をいただいております。

立地基準は、申請地から概ね500m以内に2以上の教育施設があり、前面道路に2以上のライフラインがあることから、第3種農地に該当し、許可相当と判断いたします。

次に、整理番号10番、豊田地区、申請地は「加茂[]」、地目畑、面積[]m²です。贈与による所有権移転の案件です。

譲渡人は、上万能[]、[]、譲受人は、上万能[]、[]、転用目的は、分家住宅[]棟[]m²です。

申請人は婚姻後それぞれの実家に居住していますが、今後の生活基盤の安定のため、自己用住宅を持ちたく、[]に相談したところ、当地を譲ってもらえることになり、申請するものです。

住宅の規模、配置計画は、適当、資金計画も妥当と思えること。周辺に新設擁壁を設置し、生活排水は合併浄化槽を介し、雨水とともに南側道路側溝へ流すことから、周辺農地への影響は軽微と思えること。

担当農業委員さんからも、特に問題なしとの報告をいただいております。

立地基準は、第1種農地の不許可の例外に当たる、集落のにじみ出しに該当し、祖母の所有農地の中で比較、検討したところ、営農上の支障が一番少ない土地であることから代替性もなく、許可相当と判断いたします。

議案書5ページをご覧ください。

整理番号11番、豊田地区、申請地は「東原[]」の一部、地目畑、面積[]m²です。農地法第3条整理番号1番の隣接地です。賃貸借の権利設定の案件です。

賃貸人は、東京都港区[]、[]、賃借人は、大阪府大阪市北区[]、[]、転用目的は、温室ベッド、作物残渣等仮置する農業用資材置場、普通車[]台分の従業員用駐車場、運搬車両[]台分の事業用駐車場及び耕運機等置場で砕石敷きです。敷地には既存ガラス温室[]棟が建っています。転用許可済地[]m²、宅地[]m²併用です。

賃借人は、主[]を行う一般法人です。3条で取得した土地で、作物の成長力を高める農業の研究及び新品種開発を行うための、従業員用駐車場及び研究材料、農機具等の置き場が必要となり、所有者に相談したところ、当地を貸してもらえることになり、申請するものです。

資材置場、駐車場等の規模、配置計画は適当、資金計画も妥当と思えること。雨水は地下浸透、余剰分については敷地内側溝から調整池に流入させ、流量を調整して南側道路側溝に流すことから、周辺農地への影響は軽微と思えること。

担当農業委員さんからも、特に問題なしとの報告をいただいております。

立地基準は、第1種農地の不許可の例外に当たる、集落のにじみ出しに該当し、農地法第3条整理番号1番に係る業務上必要な施設で、温室や廃棄された農作物の処理の用に供する農業廃棄物処理施設及び、農業用施設等の管理または利用のために必要な駐車場等に該当することから、許可相当と判断いたします。

次に、整理番号12番、豊岡地区、申請地は「下野部[]」、地目畑、面積[]m²です。売買による所有権移転の案件です。

譲渡人は、下野部[]、[]、譲受人は、東京都千代田区[]、[]、[]、[]、転用目的は、[]W太陽光パネル[]枚、発電能力[]KW、設置面積[]m²の太陽光発電施設です。

譲受人は、耕作管理が難しい農地の有効活用と、事業規模の拡大のため、当地を譲り受け、太陽光発電施設として転用したく、申請するものです。

発電施設の規模、配置計画は、適当、資金計画も妥当と思えること。雨水は、地下浸透とすることから、周辺農地への影響は、軽微と思えること。

担当農業委員さんから、特に問題なしとの報告をいただいております。

立地基準は、申請地から概ね300m以内に磐田市役所豊岡支所があることから、第3種農地に該当し、許可相当と判断いたします。

次に、整理番号13番、豊岡地区、申請地は「松之木島■■■■■」、地目畑、面積■■■■■m²です。使用貸借による権利設定の案件です。

使用貸人は、松之木島■■■■■、■■■■■、使用借人は、松之木島■■■■■、■■■■■外■■名、転用目的は、住宅、離れ、増築部分■■■■■m²、物置■■棟■■■■■m²、宅地■■■■■m²併用で、併用地には、既存住宅■■棟、既存車庫■■棟があります。

申請人は申請地南併用地に夫婦で居住していますが、長男が同居することになり、住居が手狭となるため、離れを建築したく、■■■■■に相談したところ、当地を貸してもらえることになり、申請するものです。

離れの規模、配置計画は、適当、資金計画も妥当と思えること。生活排水は、南側市道埋設の下水道に接続、雨水は、東南道路側溝に流すことから、周辺農地への影響は、軽微と思えること。

担当農業委員さんから、特に問題なしとの報告をいただいております。

立地基準は、第1種農地の不許可の例外に当たる、集落のにじみ出しに該当し、周辺の同等規模の土地の中で比較、検討したところ、営農上の支障が一番少ない土地であることから代替性もなく、許可相当と判断いたします。

以上で、事務局の説明を終わります。

議 長)

地元の委員から、事務局の説明に、何か補足説明はありませんでしょうか。補足のある方は、挙手をお願いします。

(補足説明なし)

それでは、質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。

■■番 ■■■委員)

今回の申請地外に申請法人の新事業所が記載されていますが、この場所に事業所の施設等があるのでしょうか。

事務局)

地目が農地以外となっている事業所敷地になっている場所で、新事業所の事務所が置かれる計画となっています。

■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■の事業は、■■■■年■■月末に■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■に譲渡されますが、当事業所は当施設内に残り、■■■■年■■月末までは■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■の業務を受託することになっています。

その後は、当事業所は閉鎖となります、■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■子会社への吸収などの形が検討されていますが詳細は未定です。現在の■■■■作業員は全員が近隣住民であり、雇用は継続されることになっていますので、雇用に支障はないと考えています。

■■番 ■■■委員)

整理番号9番の事業者は、営農型太陽光で課題がある事業者である、今回は野立ての太陽光施設とのことであるが、現在市内でどの程度の太陽光の事業を行っているか教えてください。

事務局)

市内で■か所の営農型太陽光の事業を行っており、設備を所有しているのは■か所です。下部農地の営農は■か所すべて関連会社が実施しています。

野立ての太陽光施設は、今回の申請が■となりします。

■番 ■委員)

整理番号12番の太陽光施設について、豊岡の周辺地区では先月も、先々月も太陽光施設の申請が出ているが、申請は同一の事業者ですか。

事務局)

同一の事業者ではありません。

■番 ■委員)

整理番号8番の資材置場ですが、返却した資材置場は本社近くの■地内とのことですが、今回の申請地から離れており、事業地として本当に適地なのか、複数の候補地の中で検討された結果ですか。

事務局)

申請者は、近年、■市内の仕事が増えており、今回の資材置場の選定にあたって、仕事の状況を考え、当申請地を含めて検討した結果、当地を譲ってもらえることになったため申請したものです。

議長)

他に質問もないようですので、採決を取ります。議案第54号「農地法第5条の規定による許可について」の案件につきまして、許可することに賛成の方は、挙手願います。

(挙手多数)

賛成多数ですので、許可することに決定いたします。

全体を通しまして、ご質問、ご意見等がございましたら願います。

(質問、意見なし)

質問、ご意見等は、ないようです。

以上で、農地法の審議を終了いたします。

続きまして、農業委員会への届出並びに通知が提出されておりますので、報告第43号から報告第46号までを一括して事務局から報告願います。

事務局)

議案書6ページから27ページをご覧ください。

報告第47号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」、このことについて、農地法第3条の3第1項の規定に基づき届出を受理したので報告する。

令和3年2月16日提出 磐田市農業委員会事務局長 川島 光弘

受理番号1番、東部地区、届出地は「鎌田■」、地目田、面積■m²外■筆、合計面積■m²です。被相続人は、鎌田■、■、相続人は、鎌田■、■を含め、■件の相続の届出を受理しましたので、報告いたします。

議案書8ページをご覧ください。

報告第48号「農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について」、このことについて、農地法第4条第1項第8号の規定に基づき届出を受理したので報告する。

令和3年2月16日提出 磐田市農業委員会事務局長 川島 光弘

受理番号1番、西南地区、届出地「豊島■■■■■」、地目畑、面積■■■■■m²、届出者は、埼玉県熊谷市■■■■■、■■■■■、転用目的は、貸駐車場を含め■■■■■件の届出を受理しましたので、報告いたします。

議案書9ページから11ページをご覧ください。

報告第49号「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について」、このことについて、農地法第5条第1項第7号の規定に基づき届出を受理したので報告する。

令和3年2月16日提出 磐田市農業委員会事務局長 川島 光弘

受理番号1番、北部地区、届出地は「見付■■■■■」、地目畑、面積■■■■■m²です。

譲渡人は、見付■■■■■、■■■■■、譲受人は、千葉県市川市■■■■■、■■■■■、転用目的は、貸駐車場を含め、所有権移転の案件■■■■■件の届出を受理しましたので、報告いたします。

議案書12ページから27ページをご覧ください。

報告第50号「農地法第18条第6項の規定による通知について」、農地の賃借権の合意解約がなされ、農地法第18条第6項の規定による通知があったので、次のとおり報告する。

令和3年2月16日提出 磐田市農業委員会事務局長 川島 光弘

整理番号1番、北部地区、土地の所在は「向笠新屋■■■■■」、地目畑、面積■■■■■m²です。

賃貸人は、向笠新屋■■■■■、■■■■■、賃借人は、向笠新屋■■■■■、■■■■■、耕作者変更のための解約を含め、■■■■■件の通知を受理しましたので、報告いたします。

以上で、事務局の説明を終わります。

議長)

ただいまの報告第47号から第50号について、ご質問、ご意見等がございましたらお願いします。

(質問、意見なし)

質問、ご意見等は、ないようです。これらは、報告案件でございますので、了解いただきたいと存じます。

以上で、今月の農地法に関する審議案件並びに報告案件の議事を終了いたします。

審議終了(午後6時50分)

協議事項

ありません

報告事項

ありません

連絡事項

ありません

終了（午後6時55分）

上記のとおり決する。

農業委員会会長

議事録署名人

議事録署名人